

CENTER FOR PERFORMERS' RIGHTS ADMINISTRATION NEWS



特 集 私的複製に係るクリエーターの適切な対価還元を求めて …… 2

~著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過等について~

文化芸術振興議員連盟創立40年、 文化芸術推進フォーラム創立15年を祝いパーティを開催 …… 5

MOVEMENT 6

ACTION ······ 7

COLUMN/ESSAY 8

トリポラールな利益状態の固定性による悲劇

Dohi Kazufumi

大本総合法律事務所顧問弁護士

土肥一史

知的財産権と一口に言っても、様々 である。特許権は技術的なアイデアの 創作としての発明を保護し、商標権は 文字、図形そして立体的形状、さらに は色彩や音などを保護の客体とするが、 実質的な保護対象はこれら商標に蓄積 されている機能を保護する。また、著 作権はアイデアでなく表現形式として の著作物を保護する。こうしてみても、 保護対象は様々であるが、特許権及び 商標権と、著作権とで全く異なるのは、 前者は事業者にのみ関係するが、後者 は事業者だけでなく一般ユーザにも関 係するという点である。特許権の効力 は業としての実施にのみ及び、商標は 業として商品等を製造などする者がそ の商品に使用するものをいう。これに 対して、著作権の効力は業としての支 分権該当行為にだけ及ぶものではない し、著作物ではその創作や利用の主体 を事業者に限っているわけではないか らである。

このため、特許権や商標権の効力やそれらの制限を拡張し縮小する場合で

あっても、その結果は一般消費者には 直接関係するところではない。また、事 業者に関係する権利であるということ は、権利の効力やその制限による影響 も権利者としてのものと、その相手方 としての両方が関係することになる。 ここに「諸刃の剣」の自動調整機能が働 く。関係者も明日の我が身を意識せざ るを得なくなり、権利の効力やその制 限の問題を検討する場合、自ずと合理 的な結論に達しやすい。

他方、著作権の効力やその制限を拡 張し縮小する場合、特許権や商標権で 期待される自動調整機能はあまり期待 できない。著作物の創作者はいつも権 利者であり、事業者はいつも著作物の 利用者であり、立場の相互互換性がな い。加えて、一般ユーザも権利の効力 やその制限に直接影響を受け、万人が 創作者の時代とはいえ、商業ベースで 利用されるような創作物については、 エンドユーザであることはほぼ変わら ない。

この結果、権利の効力やその制限が

審議会レベルで議論されると、権利者、利用者をして一般ユーザの意見が対立し、なかなか合理的な結論に達することができないことが起こる。いわゆる「トリポラールな利益状態の固定性による悲劇」である。権利者も、利用者もそして一般ユーザも、審議会レベルでの発言は背後に派遣されている団体の「熱い」要望を背負ってのものとなり、容易に譲れないことは理解に難くない。しかし、それでは物事は前に進まない。団体の利益を背負う委員であっても、本来、その有する豊富な経験や高度の識見に期待され選ばれているはずである。

デジタルネットワーク技術の中で、 著作権制度は様々な課題にさらされ、 喫緊な解決が求められている問題は多い。そうした問題の1つとして、クリエータへの適切な対価還元問題もある。 関係者は利己的な立場から離れ、著作物等の公正な利用と著作権等の保護の バランスを通じて、わが国の文化産業 の発展に資する責務を強く意識しなければならない。

私的複製に係るクリエーターの 適切な対価還元を求めて

~著作物等の適切な保護と利用・流通に関する 小委員会の審議の経過等について~

今年3月、著作権分科会において、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の 経過等が報告された(以下「審議経過報告」という)。特に私的録音については、対価還元の手段に ついて具体的な議論を行う必要性が明記され、今後の進展が期待される。

私的録画補償金の支払を求めて東芝 を相手取り一般社団法人私的録画補償 金管理協会 (SARVH) が提起した裁判 は、2012年11月、SARVHの上告受理申立 てが最高裁で棄却され終結した。2013 年6月に知的財産戦略本部が決定した 「知的財産政策ビジョン」では「クリエー ターへ適切な対価が還元されるよう、 私的録音録画補償金制度について引続 き制度の見直しを行うとともに、必要 に応じて当該制度に代わる新たな仕組 みの導入を含む抜本的な検討を行い、 コンテンツの再生産につながるサイク ルを生み出すための仕組みを構築する ことが取り組むべき施策として挙げら れた。これを受け、著作権分科会法制 基本問題小委員会の下に「著作物等の 適切な保護と利用・流通に関するワー キングチーム」が設置され、クリエー

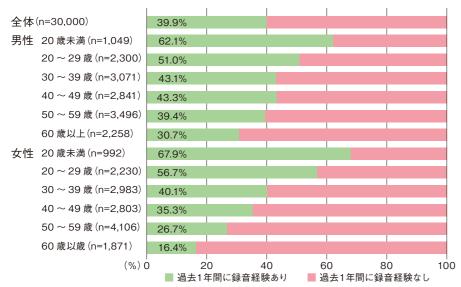
ターへの適切な対価還元等について検討することとなった (2014年度よりワーキングチームから小委員会に変更)。2015年度は委員及び有識者からヒアリングを行い、私的録音・録画におけるクリエーターへの対価還元の現状把握に努めた。これを踏まえ、2016年度小委員会では、私的録音・録画それぞれのクリエーターへの対価還元の現状を整理した上、「補償すべき範囲」について議論を行った。その結果をまとめたのが、「審議経過報告」である。

「審議経過報告」の概要

補償についての基本的な考え方

補償すべき範囲を検討するにあたり、 「審議経過報告」では、まず基本的な考

図1 (性年代別)過去1年間の録音・コピー・ダウンロード経験の有無



出典:公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所「私的録音録画に関する実態調査報告書」(2014年3月)

え方を整理した。補償が必要となるの は、権利制限規定により権利者に不利 益が生じている場合とした上で、不利 益とは何か検討した。その結果、権利 行使が制限されていること自体が権利 者にとっての不利益であると法的には 評価されるとした。その上で、個々の 利用行為としては零細な私的複製で あっても、デジタル技術の発達により 社会全体としては大量の録音物・録画 物が作成・保存されることとなるた め、経済的補償が必要であると整理さ れた私的録音録画補償金制度導入時の 検討を振り返り、今なお社会的に大量 の私的複製が行われている状況を鑑み れば、なお補償が必要な程度の不利益 が権利者に生じていると考えられると した。そして、権利制限の範囲が狭ま ることは利用者にとっても望ましくな いのだから、他国に比べ射程の広い第 30条第1項を維持する前提で、権利者 への補償の在り方を検討することが適 当であると結論付けた。

音楽コンテンツの私的録音に係る 「補償すべき範囲」について

消費者が音楽コンテンツを入手する主な流通形態のうち、一般的に複製防止措置が講じられているストリーミング型配信を除く、パッケージ販売、ダウンロード型音楽配信及びパッケージレンタルについて私的録音に係る対価は支払われておらず、補償の要否を議論する必要があると明確に整理された。

一部の委員からは、自身が購入した 音楽コンテンツを複数の機器で視聴す るための私的録音、いわゆるプレイスシフトや購入した音楽のバックアップのための私的録音については複製の性質に鑑み、補償は不要なのではないかとの指摘があった。しかし、権利制限規定の下で行われている以上は法的な不利益が権利者に生じていると考えられることから、「補償すべき範囲」に含まれうるものと結論付けられた。

またDRMがかかっていない状況で提供されるコンテンツについては、私的録音録画補償金制度が機能していないことを前提とすれば、経済的に合理的な判断として私的複製が行われることを見込んだ価格設定としているのではないかとの指摘があった。これについても、たとえ機能していないにしても、私的録音に係る対価は補償金制度により権利者に還元されるという制度的前提が存在していることを踏まえれば、このような評価は妥当しないとした。

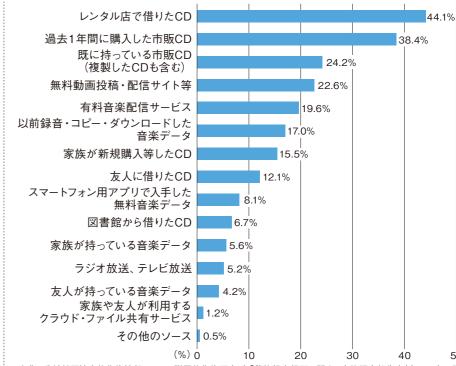
インターネットクラウドへのコンテンツの複製については、平成26年度の小委員会報告書での整理に基づき、補償の対象となり得ると整理した。

ダウンロード型音楽配信サービスでは、多くの場合一課金につき複数台のデバイスでダウンロードできるマルチデバイス・ダウンロードサービスを提供している。そのため私的複製は稀ではないか、との意見と、サービスの範囲外で私的複製が行われているとの意見の両方が出された。

動画コンテンツの私的録画に係る 「補償すべき範囲」について

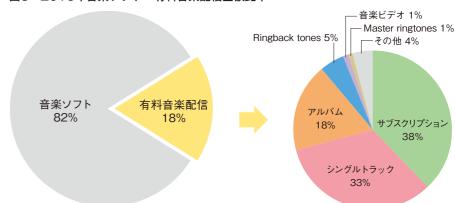
動画コンテンツの流通においては、 DRM技術により消費者の私的複製を禁止する措置が採られている場合がほとんどである。唯一私的録画が生じうる放送においては、無料放送でダビング10が、有料放送でコピーワンスが採用されることが一般的だが、いずれにおいても放送事業者から権利者に支払われる対価には消費者が行う私的複製に係る対価は含められておらず、補償の要否を議論する必要があると整理された。その上で、(i)放送波の最初の録画、(ii)権利者がDRMを自由に選択できる

図2 過去1年間で行ったデジタル録音・コピー・ダウンロードの音源 (n=3,003)



出典:公益社団法人著作権情報センター附属著作権研究所「私的録音録画に関する実態調査報告書」(2014年3月)

図3 2016年音楽ソフト・有料音楽配信金額比率



出典:一般社団法人日本レコード協会「日本のレコード産業 2017」(2017 年 4 月)

場合に、選択されたDRMの範囲内で行われる私的録画、(iii)コピーネバーの運用が可能となっているペイパービューについて、「補償すべき範囲」に関し出された意見をまとめた。

検討の背景にあった私的録音の 実態と補償金額の減少

ストリーミングサービス等が増え私 的複製は少なくなっていくだろうとの 主張もある中、依然として大量の私的 複製が行われていると認められたのは、 データに根ざした権利者の主張があっ たからであろう。「私的録音録画に関 する実態調査報告書」では、男女年齢層別の人口構成を踏まえたサンプル数へのアンケート調査を行った。その結果、過去1年間でデジタル録音(コピー、ダウンロード)を実施した人は、全体の約40%であり、年代別では、若年層の方が録音経験率が高く、30歳未満では、50%を超えている。また、過去1年間の録音音源のうち、新規入手の音源では、「自分が借りたレンタル店のCD」が44.1%で最も多く、複製の大半は私的録音であることが明確となった。実態調査から得られた平均保存曲数、録音経験者率及び総人口を掛け合わせることで、国民全体の1年間の音楽CD

からの録音回数は約58億曲、国民全体 の音楽データ保存総数は約583億曲で あると試算できた。

「日本のレコード産業2017」によれば、2016年の音楽ソフト(オーディオレコード+音楽ビデオ)総生産は、数量で前年比95%、金額で97%となった一方、有料音楽配信売上は前年比112%となっ

たものの、依然として音楽ソフトが全体の82%を占める状況である。小委員会でも指摘があったとおりサブスクリプションサービスは伸び続けており、有料音楽配信売上金額のサービス別比率では初めてシングルトラックを上回ったが、全体の38%に留まっており、大量の私的複製が行われる状況に大きな

変化はないと思われる。

このような私的複製の量に比べ、徴収される補償金額は激減している。裁判の影響で私的録画補償金額は2013年度には0円となり、SARVHは2015年3月末をもって解散した。一方、私的録音補償金徴収額もピーク時の3%程度まで激減している。(企画部広報課 榧野睦子)

図4 私的録音録画補償金額の推移

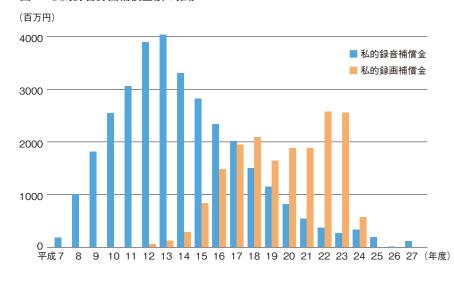
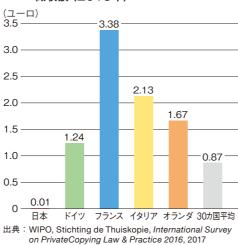


図5 各国の国民一人当たり私的複製補償金 徴収額 (2015年)



インタビュー

審議経過報告は大きな前進 対価還元の手段の議論が始まる 今こそ正念場

小委員会では、クリエーターへの適切な対価還元に関する主な観点を、「私的録音録画に係るクリエーターへの対価還元についての現状」、「補償すべき範囲」、「対価還元の手段」の三つに分け、段階を踏んで議論してきました。

私的録音録画補償金見直しの議論は長年行われてきましたが、これまで権利者と消費者、メーカー間の対立構造が解消できず、議論が進まない状況でした。しかし今回は権利者の従来の主張に概ね沿った審議経過報告が、中立的な立場の有識者委員からの支持も得た上でとりまとめられました。補償金制度に反対する立場からは主張を裏付ける客観的なエビデンスが一切示されなかった一方、権利者側は、実態調査等のデータを提示しながら主張を展開できたことが大きかったように思います。

権利制限規定により消費者の利便性を高めることで権利者もビジネスを行ってきたのだから不利益は生じていない、あるいは購入した音楽を様々なデバイスで視聴する時代において、複製が大量に行われるのは当然であり、これを不利益というのは納得できないと主張する委員もいた中、「私的複製に対して権利行使が制限されていることは権利者にとって不利益であると法的には評価される」と明記されました。当たり前のことではあるのですが、これまでの報告書等にみられるような両論併記の曖昧な内容と比べて、大いに評価できるところです。

委員からは、サブスクリプションサービス等の私的複製を必要としない新たな音楽サービスの提供が増えていることから、私的複製の量は今後減少するのではないかとの指摘もありました。以前も、DRM技術が進展して、権利者が複製をコントロールできるようになるため、補償の必要はなくなるのではないか、と主張されたことによく似ています。それから10年が経ちましたが、今音楽はおおむねDRMフリーで流通しています。そ

のような予測できない将来を前提として 議論している間にも、権利者の得べかり し利益は日々拡がるばかりです。現状に 即した制度設計を早急に進めてほしいと 思います。

権利者は、これまでCULTURE FIRST 等の場で新たな補償制度について提言してきましたが、クラウドサービスの浸透など状況は変化し、ステークホルダーも増えていることから、こうした状況を踏まえて、できるだけ早く現実的な解を提示する責任があると思っています。また、自由に私的複製できる環境を維持したい点で権利者も消費者も思いは一致しています。ただ、それがきちんと消費者に伝わっていない。こちらの主張を正しく伝え、国民の理解を得る努力も必要です。

対価還元の手段についての議論がはじまる今こそが、まさに正念場だと思います。

椎名和夫

芸団協CPRA運営委員 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する 小委員会委員

文化芸術振興議員連盟創立40年、 文化芸術推進フォーラム創立15年を祝い パーティを開催

文化政策についての立法府、行政府の意識改革をめざし、1977年に設立された音楽議員連盟は、文化芸術振興議員連盟への名称変更を経て、今年40周年を迎える(現会員数117名)。

これを祝し、6月13日、文化芸術振興基本法制定を機に発足し15周年となる文化芸術推進フォーラム(芸団協ほか17団体で構成)とともに、祝賀会を開催した。

祝賀会は、議連40年のあゆみを振り返るスライドショー終了後、新日本フィルハーモニー交響楽団メンバーによる金管アンサンブルの東京オリンピック・ファンファーレ演奏で幕を開けた。

冒頭挨拶に立った野村萬・文化芸術 推進フォーラム議長は、文化芸術振興 のため、議連が行ってきた多くの取組 について感謝を述べ、40周年を祝った。 そして、「文化省創設に向けて文化芸術 推進フォーラム構成17団体は、文化芸 術振興議員連盟との連携を一層緊密に して活動を進めることを誓う。河村会 長はじめ諸先生方には組織中興の祖と してさらなる大役を担っていただきた い」と今後の活動への決意と議連への 期待を述べた。

次に登壇した河村建夫・文化芸術振 興議員連盟会長は、国会審議中の文化 芸術振興基本法改正法案に触れ(6月23 日公布、施行)、「法案を必ずや成立させ、日本が文化立国として胸が張れる ように、そして、2020年東京オリンピック・パラリンピックをその大きな推進 力としたい」と決意を述べた。その後、中野寛成・5代目会長の発声で、乾杯 を行った。

中盤、小清水漸氏の美術作品、「水の 座の函」、「石の座の函」について説明 があったのち、金管アンサンブルが再 度登壇。ロサンゼルスオリンピック・ ファンファーレとお祭り マンボの演奏で、お祝い ムードを一層盛り上げた。

最後に宮田亮平・文化 庁長官が「野村議長、河 村会長の力強い挨拶を受 けて、来年創設50年を迎 える文化庁もやらねばな らぬという気持ちに満ち ている」と挨拶した上で、

文化芸術立国実現及び法案成立を祈念 し、自らの作品の銅鑼を打って、祝賀 会の幕を閉じた。



松野博一文部科学大臣及び50名を超 える国会議員も駆けつけ、文化芸術の将来 について語り合う意義深い一夜となった。

文化芸術推進フォーラムが記者会見を行う

祝賀会に先立ち、文化芸術推進フォーラムは記者会見を行った。

冒頭、大和滋・文化芸術推進フォーラム事務局長より、文化省創設キャンペーンの概要、基本法改正の経緯及び評価について説明があり、続いて、フォーラム構成団体の代表より、文化行政への期待について発言があった。

いではく・日本音楽著作権協会会長は、著作権の保護期間延長等を定めた TPPに伴う著作権法改正法案の早期施 行及び保護期間に関する戦時加算義務 の早期解消を訴えた。

斉藤正明・日本レコード協会会長は、 改正基本法案の基本理念に観光、まち づくり、国際交流、産業等関連分野施策

文化芸術基本法制定の動きを受けて

と有機的に連携した文化芸術施策の推 進が追加されたことに対し、文化産業 の立場から大いに期待すると発言した。

崔洋一・日本映画監督協会理事長は、 諸外国に比して東京国立近代美術館フィルムセンターの職員数、予算が格段に 少ないことを指摘し、独立行政法人化による独立・強化を求めた。

山本貞・日本美術家連盟理事長は、改正基本法案に公共の建物等を建築する際に文化芸術作品の展示等文化芸術振興に資する取組を求める旨追加されたことを評価。「1%フォー・アーツ」の精神が日本にも根付くことを期待した。

最後に野村萬・文化芸術推進フォーラム議長は、「基本法改正は文化省創設

に向けての力強い推進力になる ものと確信している。文化芸術 は多くの人々が力強く生きてい くための心のよりどころ。国が 標榜する文化芸術立国実現のた め、文化省創設を粘り強く求め ていきたい」と決意を語った。

記者会見場には20社を超える記者が駆けつけ、関心の高さがうかがえた。

CPRA News vol.85 Jul. 2017

2017年度SCAPR総会開催

5月16日から19日の4日間、エストニ ア·タリンにてSCAPR総会が開催され、 海外徴収分配委員会からは安部委員長、 椎名副委員長、内海委員、見上委員が、 芸団協CPRA事務局からは楠井システ ム技術課職員、小島海外業務課職員の 6名が参加した。

本総会では、来年度の予算及び新規 会員についての審議のほか、12名中3名 の理事の改選や新たに設けられた「デー タベース委員会 | の委員選出などが行 われた。

2014年度より3年間を開発期間と定 めてシステムの構築が行われてきた VRDB (作品情報データベース)は、今 年度より本格運用が開始される。今後 はデータベース委員会が簡単なシステ ム改良やメンテナンスを担当すること によりアウトソーシングの費用を極力 抑えられることから、VRDBに係る各 団体の費用負担が大幅に軽減されるこ ととなった。

また、今年度からインドのISRAが本 総会に参加しており、このあとベトナ ムのAPPAも参加の見通しである。今 後はアジア地域の団体がより結束を強 め、SCAPR内でのプレゼンスを高めて

いくことも課題の1つであ ろう。

なお来年度総会はフラ ンス・パリ、再来年度総 会はブラジル・リオデジャ ネイロで開催することが 決定した。



SCAPR総会の様子

実演家情報データベース (IPD) への委任者登録開始

芸団協CPRAは2016年10月1日 付でIPDへの参加契約書に署名した。 SCAPR会員団体の委仟者情報共有 データベースであるIPDは、1997 年、ヨーロッパの実演家権利管理団 体(いずれもSCAPR会員団体)が任 意団体としてIPA (国際実演家協会) を立上げ、データベースを共有した ことから始まり、その後SCAPR会 員団体が任意で運用するようになっ た。実演家の国籍、居住地と委任団 体の所在地が一致しないことも多く 委任状況が複雑なヨーロッパ諸国と 異なり、参加のメリットが少なく、 委仟者情報をローマ字化するなどの 作業負担も大きいことなどから、芸 団協CPRAはこれまで参加を見送っ てきたが、SCAPR全会員団体が 2016年度までに参加することが義 務づけられたため、今回の契約締結 に至った。

本データベースは前述のVRDBと 併せて、会員団体間で使用料等の徴 収・分配を自動化することを最終目 標としている。

なお芸団協CPRAは、2017年5月 1日付で第一期分として、約9万名の 委任者の中から、海外団体より使用 料等の徴収実績のある実演家を中心 に4.165名の実演家を登録した。今 後も順次データを整備し登録を進め る予定である。

レコード演奏権・伝達権等に関する勉強会を開催

芸団協CPRAは、4月6日から4月24日 にかけて、レコード演奏権・伝達権等に 関する勉強会「レコードの利用形態に見 る実演家の権利~レコードの演奏・伝達、 ウェブキャスティングを題材に~1(全4 回)を開催した。



日本音楽事業者協会地下スペースにて開催

この勉強会は、主に芸団協CPRAに権 利を委任している権利者を対象として、 近時の動向を踏まえたインターネット時 代の実演家の権利の在り方を検討する目 的で行われた。

各回ほぼ定員いつばいの7○余名が参 加し、中井法制広報委員長による挨拶の 後、最新の徴収動向、レコード演奏・伝 達権、ウェブキャスティング等のテーマ で報告がなされ、質疑応答を交えた活発 な議論が行われた。

参加者の関心は高く、勉強会の開催に 関する要望や、権利拡大に向けた積極的 な指摘がなされた。

平成28年度実演家著作隣接権センター(CPRA)事業の概要について

6月23日に芸団協総会が開催され、平 成28 (2016) 年度事業報告・決算が承 認された。平成28年度実演家著作隣接 権センター (CPRA) 事業の概要につい て報告する。

1.平成28年度徴収・分配実績

①徴収実績

平成28年度徴収総額は、前年度比96.6 %と小幅な減収となった。徴収総額の 83.5%を占める商業用レコードの二次 使用料、録音使用料及び送信可能化使 用料(以下、二次使用料等)の合計額 は微増(100.8%)となり安定を維持して いるが、次点の貸レコード使用料・報 酬はCDレンタル市場の縮小に伴い、減 収が続いている(91.8%)。その他、私 的録音補償金の受領額は僅かなものと なっている。なお、送信可能化使用料は、 徴収額(発生ベース)、契約件数ともに 増加傾向にある。芸団協CPRAでは、放 送番組の配信サービスに対応するべく、 使用料規程の整備を進めている。

今後も、放送事業者等との協議の中 で、商業用レコードの使用についてルー ルを定めつつ、金額の取り決めを行い、 徴収を進める予定である。

②分配実績

国内分配のうち、商業用レコード二

次使用料、貸レコード使用料・報酬、 録音使用料、送信可能化使用料につい て、例年同様管理委託契約約款及び分 配規程に基づき、適正に分配を行った (総額約75億1700万円)。私的録音補償 金は、分配を保留していた平成25年度と 平成26年度補償金及び今年度一般社団 法人私的録音補償金管理協会 (sarah) から受領した平成27年度補償金の分配 を行った(総額約4300万円)。

また、一般社団法人私的録画補償金 管理協会 (SARVH) 解散に伴い受領し た清算金及び海外から受領した私的録 画補償金を分配した(総額約400万円)。

さらに分配業務のさらなる精度向上 のため、委任管理・データセンターの 拡充を図り、権利委任団体間のデータ 共有を行い、業務の効率化を進めた。

2.法制・広報業務

①CPRA20年史を発行

設立に至る経緯や状況を含め、CPRA の20数年の歩みをまとめた『CPRA20年 ―実演家著作隣接権センターの歩み』 を発行した。

②『SANZUI』の発行

実演芸術の魅力・楽しさを広く一般 に伝えるため、『SANZUI』を発行した。 なお、編集方針等を検討するため、平 成28年5月発行の第10号をもって一旦 休刊することとなった。

③『CPRA news』の発行

CPRAの活動を周知し、実演家・権利 者を取り巻く社会状況への理解を深める ため『CPRA news』を年4回発行した。

④著作権・著作隣接権を巡る課題の解 決に向けた活動

関係省庁等の会合における議論に積 極的に参加し情報収集するとともに、 意見表明した。

- ・ 「著作権行政を中央に置くことの重要 性について(声明)」(著作権関係団体 6団体連名)を発表
- ・知的財産推進計画2017の策定に向け た意見を提出
- · 文化審議会著作権分科会法制 · 基本 問題小委員会中間まとめに対する意 見を提出

⑤著作権・著作隣接権制度の普及啓発 事業への協力

関係団体等の活動に協力し、講師の 派遣や、国内外からの研修生の受け入 れ等を行った。

図1 徴収額の内訳

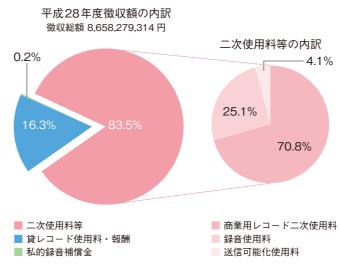
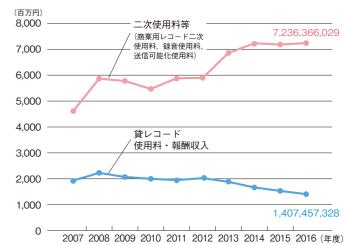


図2 レコード実演に関する徴収額の推移



※数値は、当該年度に徴収した額

INFORMATION

チケット高額転売対策 公式リセール 「チケトレ」 オープン



6月1日、日本音楽制作者連盟(音制連)、日本音楽事業者協会(音事協)、コンサートプロモーターズ協会(ACPC)、コンピュータ・チケッティング協議会の4団体が、コンサートチケットの二次売買を仲介するサービス「チケトレ」をオープンした。

4団体は、2016年8月に多数のアーティストや音楽イベントとの連名で共同声明を発表する等、チケット高額転売取引の防止を訴えてきた。様々な反響が寄せられる中、やむを得ずコンサートに行けなくなった際の救済措置を求める声に応える形で、「チケトレ」を設立。5月10日からのプレオープン期間を経て、正式にサービスを開始した。サービスの運営はびあ株式会社が担当する。

チケトレでは、既存のチケット取引サービス やネットオークションにおいて問題となってい る偽造チケット等のトラブルを防ぐため、初回 利用時には出品者・購入者ともに身分証による 本人確認が必須となっている。また、購入者か ら入金された代金を運営事務局が預かり、公演 終了後に出品者に振り込む仕組みを採用してお り、チケットが偽造だった場合や、出品者の都 合でチケットが購入者に届かなかった場合は、運 営事務局が購入者に代金の全額を返金する。な お、現時点での取扱いは発券済みの紙チケット のみで、価格は券面金額に限られている。

高額チケット転売問題に関しては、5月22日に音制連、音事協、ACPCの三団体が呼び掛け人となって「チケット適正リセール推進協議会」を発足。チケトレや新たな認証手段について議論を行っていく他、今年秋頃にはマイナンバーカードを用いた適正リセール・チケットレス入場の実証実験を予定している。

また、ライブ・エンタテインメント議員連盟 (会長:石破茂衆議院議員)の下に「チケット高 額転売問題に関するプロジェクトチーム」(座長: 山下貴司衆議院議員)が立ち上げられ、6月1日 に初の会合が開かれた。

┃「知的財産推進計画2017」決定

5月16日、知的財産戦略本部会合(本部長:安倍晋三内閣総理大臣)が開催され、「知的財産推進計画2017」が決定された。「第4次産業革命(Society5.0)の基盤となる知財システムの構築」、「知的財産の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進」、「2020年とその先まで見据えた上でのコンテンツ産業活性化」の三つの視点から、各分野の現状と課題および取り組むべき施策が整理されている。

著作権法における柔軟性のある権利制限規定については、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の下に設置されたワーキングチーム及びその下の作業部会で審議され、今年4月の著作権分科会報告書で「権利者に及び得る不利益の度合い等に応じて、それぞれ適切な柔軟性を確保した規定」の整備が適当であるとの結論が示されていたが、これを受け、推進計画では、速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講ずることとされた。

検証・評価・企画委員会の下に設置された「映画の振興施策に関する検討会議」でも喫緊の課題とされていた、侵害コンテンツのリンクを集めて掲載するリーチサイトについては、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ、法制面での対応を含め、具体的な課題の検討を加速化させることとした。

また、デジタルアーカイブの利活用の促進のため、既存の権利情報を統合し新たなデータベースを構築するための実証事業を2017年度に実施するとともに、権利処理プラットフォームの構築に係る検討を実施するとしている。

なお、計画の策定に際しては2月に意見募集が行われており、CPRAも意見書を提出した。



Culture First

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、 文化を大切にする社会の実現を求め 活動しています。

http://www.culturefirst.jp/

COLUMN/ESSAY

田島 敏

芸団協CPRA運営委員、 一般社団法人日本音楽制作者連盟副理事長

6月初旬にカンヌで開かれたMIDEMに行ってきました。昨年ローンチして50回目を迎えた音楽カンファレンスでは最も歴史のあるイヴェントです。一昨年に開催時期を夏のバカンス期に移してから三回目。街はヨーロッパ各国から多くの観光客で賑わっていました。私にとって今回の訪欧はMIDEMも切っ掛けの一つでしたが、主たる目的地は久々のロンドンです。

昨今、デジタルの進化で我々音楽業界 を取巻く環境も大きく変化しました。世 界的な潮流として、音源の聴かれ方がパッ ケージからダウンロードへ、そしてサブ スクリプションへ。ビジネススキームも、 音源主体からライヴやマーチャンダイズ へ。デジタルの進化は、゛リアル″と゛ダ イレクト"に絡まって既成の概念を過去の 概念へと変化を及ぼしています。イギリ スのPRSは言わずと知れた世界有数の著 作権管理団体ですが、彼らのデジタルを 背景にした様々な取組は、今後の我々に とっても大変刺激になる事です。第一に、 フィンガープリント技術。TV・ラジオは 基より、TVコマーシャル、クラヴ、店舗 BGM等々、外部IT業者 (ex: Soundmouse etc) との音楽認識技術向上への絶え間な い努力は、迅速且つ正確なデータに基づ いた徴収・分配、及び分配手数料の軽減 化といった管理団体にとって最大のミッ ションに繋がっています。また過日、PRS、 SACEM、ASCAPが将来のコピーライト・ マネージメントのあり方に関して、共同 でブロックチェーンの仕組みを取り入れ ISRC/ISWCをリンケージさせた形の実験 を行なう発表がありました。これもまた、 デジタルをベースにした進化形といえま すが、同時にテリトリーの枠を超えてい く事が可能となり、既にパン・ヨーロッ パの概念が常識となりつつあるようです。 我が国においても、これらの取組は喫緊 の課題なのではないでしょうか?

CPRA DCWS VOL.85 通巻85号 2017年7月1日発行発行/実演家著作隣接権センター編集/芸団協CPRA法制広報委員会 デザイン/株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター(CPRA)

〒 163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F TEL. 03-5353-6600 (代表) FAX. 03-5353-6614 http://www.cpra.jp

